令和８年生駒市教育委員会

第３回定例会　議案

令和８年３月１９日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和8年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第8号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和8年生駒市議会第3回(3月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第9号	生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	12
議案第15号	生駒市いじめ防止基本方針の改訂について	14
議案第16号	生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	15
議案第17号	生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	18
議案第18号	生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	20
議案第19号	生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について	21
議案第20号	生駒市学校医及び学校歯科医の委嘱について	23
議案第21号	令和8年度社会教育基本方針及び重点目標について	24
議案第12号	令和8年度第3次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	25

報告第８号

臨時代理につき承認を求めることについて

（令和８年生駒市議会第３回（３月）定例会提出議案の意見について）

令和８年生駒市議会第３回（３月）定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第５条第２項の規定により、令和８年２月２６日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和８年３月１９日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

【提出議案】

・生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

㊞

議案第　30　号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和８年３月６日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第２９条第２項第３号及び第４号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加える。

第４８条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第５２条」を「―第５２条」に改める。

第２条中第２７号を第２８号とし、第１１号から第２６号までを１号ずつ繰り下げ、第１０号を第１１号とし、同号の次に次の３号を加える。

(11)の２　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の４　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条中第９号を第１０号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り下

げ、第５号の次に次の２号を加える。

(6)　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

(6)の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項に規定する選考方法」を「に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に改め、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第

２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に

改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「選考方法」を「前２項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「に規定する選考方法」を「及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「と読み替える」を「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ」に、「教育・保育給付認定保護者」」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「教育・保育給付認定保護者」」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

報告第９号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第５号の規定により、次のとおり報告する。

令和８年１月２０日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成２４年６月生駒市規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「別表第１及び別表第２」を「別表」に改める。

第２条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第１項中「別表第１に規定する」を「別表に規定する」に改め、同条第２項を削る。

第３条中「別表第３」を「別表第２」に改める。

第４条中「別表第４」を「別表第３」に改める。

第５条第１項中「使用料等（体育施設の使用料等を除く。）」を「生涯学習施設及び生駒ふるさとミュージアムの利用料金」に改める。

別表第１を削る。

別表第２の１の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）」に改め、別表第２を別表第１とし、別表第３を別表第２とし、別表第４を別表第３とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第１から別表第３までの規定は、令和８年４月１日以後の使用に係る使用料等（生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第１条に規定する使用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第１５号

生駒市いじめ防止基本方針の改訂について

生駒市いじめ防止基本方針の改訂について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和８年３月１９日

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

議案第１６号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

上記議案を提出する。

令和８年３月１９日

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

（生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　生駒市教育委員会事務局組織規則（平成２年４月生駒市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「学務係」を「学務係　新しい学校づくり係」に、「教育指導課」を「学校支援課」に、「指導係」を「支援係」に、

「

幼保こども園課		保育幼稚園係
	こども園準備室	施設整備係

」を

「

幼保こども園課	保育幼稚園係　整備係

」に

改める。

第１７条を削る。

別表の１の表教育総務課の部庶務係の項第９号､第１０号及び第１３号中｢関すること」の次に「(新しい学校づくり係の所管に係るものを除く。)」を加え、同部学務係の項第１０号中「教育指導課」を「学校支援課」に改め、同号を同項第１１号とし、同項第９号の次に次の１号を加える。

(10)　公立学校職員共済組合に関すること。

別表の１の表教育総務課の部学務係の項の次に次のように加える。

新しい学校づくり係	(1)　生駒市立生駒南小学校及び生駒市立生駒南中学校の整備に関すること。 (2)　生駒市立生駒小学校分校及び生駒市立生駒中学校分校の整備に関すること。

別表の１の表教育指導課の部中「教育指導課」を「学校支援課」に改め、同部指導係の項中「指導係」を「支援係」に改め、同項第１号中「研究」の次に「、支援」を加え、同項第２号中「管理」の次に「、支援」を加え、同項第３号中「学校指導及び」を「学校の支援及び指導並びに」に改め、同項第４号中「就学指導」を「就学支援」に改め、同項第１４号を次のように改める。

(14)　その他学校教育の支援及び指導に関すること。

別表の１の表教育指導課の部指導係の項中第１５号から第１７号までを削り、同部教育政策室の項に次の２号を加える。

(4)　コミュニティ・スクールに関すること。

(5)　課の庶務に関すること。

別表の１の表幼保こども園課の部保育幼稚園係の項の次に次のように加える。

整備係	(1)　市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画

	及び調整に関すること。 (2)　幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。 (3)　幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。 (4)　生駒市教育委員会に対する補助執行規則第２条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。

別表の１の表幼保こども園課の部こども園準備室の項を削る。

（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正）

第２条　生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和５６年７月生駒市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第４号中「生駒市コミュニティセンター及び」を削る。

第１５条を削る。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１７号

生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和８年３月１９日

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市学校運営協議会規則（令和２年３月生駒市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「含む」の次に「。次条において同じ」を加える。

第３条の見出しを「(基本的な方針の承認)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

協議会を設置する学校（以下「設置校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、法第４７条の５第４項に規定する基本的な方針を作成し、設置校の協議会の承認を得るものとする。

第３条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和４６年法律第７７号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

第４条中「協議会を設置する学校（以下「設置校」という。)」を「設置校」に

改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１８号

生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和８年３月１９日

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園規則（昭和４６年２月生駒市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「３５人」を「３０人」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１９号

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

上記議案を提出する。

令和８年３月１９日

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市体育施設条例施行規則（平成元年１２月生駒市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「施設使用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければ」を「施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により指定管理者に申請しなければ」に改め、同条第２項中「申請書」を「前項の規定による申請」に、「提出しなければ」を「しなければ」に改め、同条第３項から第５項までを削る。

第５条第１項を次のように改める。

指定管理者は、体育施設（プールを除く。）の使用を許可したときは、施設予約システムにより施設使用許可書を交付するものとする。

第５条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「第１項第１号」を「第１項」

に、「施設使用取消申請書（様式第２号）を提出し」を「施設予約システムにより申請し」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「第１項に規定する書面」を「施設使用許可書、入場券又は会員証」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　指定管理者は、プールの使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。

(1)　プールの個人使用及び当日使用　入場券

(2)　生駒市井出山屋内温水プールの月間使用　会員証

別表第３を削る。

様式第１号及び様式第２号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の生駒市体育施設条例施行規則の規定によりなされた施行日以降の使用に係る申請及び許可は、改正後の生駒市体育施設条例施行規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす

議案第２０号

生駒市学校医及び学校歯科医の委嘱について

生駒市学校医及び学校歯科医の委嘱に、別紙の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１１号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和８年３月１９日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

記

委嘱：令和８年４月１日付（任期：令和９年３月３１日まで）

職　名	推薦団体	氏　名	学校名
学校医	生駒市医師会	福田　多介彦	生駒台小学校 俵口小学校 あすか野小学校 生駒中学校 生駒南中学校
学校歯科医	生駒市歯科医師会	岡本　潤	光明中学校

議案第２１号

令和８年度社会教育基本方針及び重点目標について

令和８年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第３条の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和８年３月１９日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

議案第１２号

令和８年度第３次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和８年度第３次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊のとおり提出する。

令和８年３月１９日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子